

[内容]

1. 米国最高裁は「特許無効性は誘発侵害の防御とならない」を支持
2. より広い重複する範囲による新規性欠如を回避するためにクレームの範囲の重要性を証明する必要がある (米国)
3. *Teva* 判決の混合見直しによるクレーム解釈の履行 (米国)
4. 解毒の時? —法廷が"toxic priority"を新たな目で見直す— (EPO)
5. 欧州単一特許を巡る最近の動向
6. EPO 拡大審判部審決 G-3/14: 異議申立手続における特許クレームの明確性要件の審理の可否
7. プロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する大法院判示 (韓国)
8. 発明専利出願実体審査開始日延長申請の作業方案 (台湾)
9. 特許法改正草案の意見募集稿 (第2回) の公開 (中国) (抄録)
10. New Balance 社の関連会社に商標権侵害による 9800 万元の損害賠償命令 (中国)

1. 米国最高裁は「特許無効性は誘発侵害の防御とならない」を支持

2015年5月26日、米国最高裁は *Commil USA, LLC v Cisco Systems, Inc* 13-896 において多くが予期していた判断を下しました。最高裁は、特許有効性に関する被告の信念 (弊所注: ここでは対象特許が無効であるとの被告の信念) は誘発侵害の主張に対する防御とならないことを支持しました。最高裁は以下のとおり言明しました。

誘発侵害に関する故意の要件は侵害に関する。それは、有効性とは異なる争点である。271条(b)は、被告が“積極的に侵害を誘発する(した)”ことを要件とする。その文言は“望んだ結果(侵害)をもたらす”意図を要件とする。そして、条文において侵害と有効性とは分離した争点であるため、有効性に関する信念は、271条(b)の要件である故意を否定できない。

最高裁は、異なった立証責任、異なった推定および異なった証拠を負うため、有効性と侵害とは別個の争点であると述べています。しかし、それにもかかわらず、“侵害または侵害を誘発するであろう行為が、無効であることを示される特許に係る場合は、侵害される特許が無いことになる”ことを認めています。

最高裁はまた、*Global-Tech* 判決において、271条(b)における誘発侵害が、特許の認識とその誘発行為が特許侵害を構成することの認識との両方を要件とすることを再確認しています。

この最高裁判決を考慮すると、271条(b)の誘発侵害に関して取得していた鑑定書を再検討することをお勧めします。問題の特許が無効同然であるため誘発侵害に全く責任がないという鑑定であったのであれば、この点につき再検討したくなるかもしれません。

[情報元] Greenblum & Bernstein, Client Advisory, May 27, 2015

[担当] 深見特許事務所 小寺 寛

2. より広い重複する範囲による新規性欠如を回避するためにクレームの範囲の重要性を証明する必要がある (米国)

クレームの数値範囲に対して先行技術がより広い重複範囲を開示する状況において、Pre-AIA 102条の下での新規性欠如を回避するために、CAFCは、特許権者がクレーム

された数値範囲が発明の実施可能性 ("operability of the invention") にとって重要 (critical) であるかどうかに関する事実の真正な問題 (genuine question) を提起しなかったことを理由として、地裁による再審理を指示しました。

Ineos (原告) は、ボトルのスクリュウキャップなどの成形品を形成するのに使用するポリエチレンを主成分とする組成物に関する特許を取得しています。先行技術のスクリュウキャップのポリエチレン組成物は、スリップ特性を強化するための潤滑剤を利用しますが、接触した食品に悪臭を与えるという問題があります。原告の特許は、意図して悪臭の問題を除去したものであり、特定量のポリエチレン、潤滑剤および添加物をクレームしています。

Ineos (原告) は、原告の特許のクレームを侵害するとして、Berry Plastics を提訴しました。Berry Plastics は、原告の特許は、複数の先行技術によって新規性がないから無効であると主張しました。原告のクレームは、少なくとも1つの飽和脂肪酸アミド潤滑剤を0.05-0.5質量%有します。Berry Plastics は、先行技術は、0.1-5質量%の重複する範囲を有する同じクラスの潤滑剤を開示していると主張しました。

地裁は、先行技術は、同じクラスの潤滑剤、および0.1-5質量%というより広い範囲の特定量を開示しているので、原告のクレームが先行技術から新規性がないとして、Berry Plastics (被告) に有利な判決を下しました。原告は、地裁の判決を不服として、CAFCへ提訴しました。

CAFCは、より広い重複する範囲を開示している先行技術による新規性欠如を避けるためには、クレームの範囲の重要性が証明されなければならないと述べました。CAFCはIneosは、先行技術の範囲がクレーム範囲に置き換えられたときにポリエチレン組成物の特性が変わるということを示さなかったという理由で、地裁の判決を支持しました。また、CAFCは、クレーム発明は、不必要な製造費用やスクリュウキャップの傷を避けるために重要であるという証拠は、クレーム発明の操作性および機能性に関係がないので、採用できないと述べました。

[情報元] McDermott Will & Emery, IP Update, Vol.18, No.5, May 2015

[担当] 深見特許事務所 西川信行

3. Teva判決の混合見直しによるクレーム解釈の履行 (米国)

Teva判決以降、クレーム解釈の「一から見直し (de novo review)」対「差動的見直し」の問題に対し、米国最高裁は、2015年4月20日、争点となったクレーム用語に対して「一から見直し (de novo review)」が適用された *CSR PLC v. Azure Networks* 事件のCAFCへの差し戻しを命じました。

2015年1月、最高裁は、*Teva v. Sandoz* 事件において、CAFCは内的なクレーム解釈証拠に基づいていない地裁のクレーム解釈を見直す際には「明らかな誤り」基準を一般に適用しなければならないと判示しました。

CSR v. Azure 事件では、原告の Azure Networks が、被告の商品はBluetooth技術に関する Azure の特許を侵害するとして CSR を訴えました。地裁は、特許で用いられた用語「MAC アドレス」を解釈した後、Azure 特許の非侵害により CSR 勝訴の判決を下しました。Azure は控訴し、CAFC は、分裂したパネル決定において、Teva 判決のわずか2ヶ月前に地裁の解釈を覆し、Azure 勝訴としました。

CSR は、最高裁に移送命令の申立書を提出し、CAFC は「一から見直し (de novo review)」基準の下で地裁の解釈を見直しており、最高裁の Teva 判決に反していると主張しました。申立書は、CAFC の「記録にない辞書」の使用を「外的証拠」であると強調し、現在では「明らかな誤り」基準に従わなければならないと主張しました。具体的には、CSR は、CAFC が「明らかな誤りを特定することなく地裁の事実認定に反した事実認定を」行なったと主張しました。

申立書において提示された質問は、次のようなものでした。

CAFC は、「MAC アドレス」の用語の解釈において地裁による事実認定を見直す際、

「明らかな誤り」基準の代わりに「一から見直し (*de novo review*)」基準を用いる過ちを犯したのではないか。

最高裁は、1頁の命令書を発行し、当該事件を *Teva* 判決を考慮してさらに検討させるために CAFC へ差し戻しました。

[情報元] McDermott Will & Emery, IP Update, Vol.18, No.5, May 2015

[担当] 深見特許事務所 紫藤則和

4. 解毒の時? — 法廷が"toxic priority"を新たな目で見直す— (EPO)

近年、複合優先に係る法の解釈に関して、"toxic divisionals"および"toxic priority"なる問題が提起されていました。これらは、優先権書類の開示内容、分割の親/子出願の開示内容による、クレームの新規性欠如に係る問題です。対象の出願クレームに、公開された優先権書類よりも広い範囲の発明が記載されている場合に、"toxic priority"問題が生じ、当該クレームの新規性を喪失させます。出願人が開発中の発明について出願する場合に、この問題が起こり得るかもしれません。

複合優先の場合、クレームのどの範囲が優先権の利益を享受できるのかという疑問が生じます。この点については、EPO 拡大審判廷による G2/98 審決の理由 6.7 に、「限られた数の明確に定義された代替の発明主題について優先権主張が生じていることを条件として、複合優先を主張するクレームにおける包括的な用語または式の使用が許容される」と述べられています。

"toxic priority"に関する多くの審決、判決が下されています。今日まで、T1496/11 審決においてのみ、出願はその分割出願の開示によって新規性を喪失すると結論付けられています。従前の判決の多くは、G2/98 審決の理由 6.7 に提示されたテストを狭く解釈しています。この狭い解釈によると、クレームの包括的な記載を分けることができるのか、クレームの包括的な記載を幾つの優先権書類に分けられるのかについて、特許/出願の開示を分析することが必要とされます。

しかし、T1222/11 および T571/10 などの最近の審決では、G2/98 テストをより広く解釈することが支持されています。この、より広い解釈に基づけば、"OR"クレームに複合優先を与えるかどうかの決定は、優先権書類に開示された発明主題または実施形態が当該出願において異なる実施形態に分けられているのかどうかとは別個独立であるとされます。より広い解釈はむしろ、限られた数の明確に定義された代替の発明主題を識別することが概念上可能であれば、複合優先を主張することができる、と提案します。したがって、より広い解釈を適用すれば、"toxic priority"または"toxic divisionals"による自己衝突の危険性はより低くなります。

審判部は、T557/13 事件において、複合優先に関する問題についての複数の質問を拡大審判廷に照会することを決定したようです。照会された質問を含む中間判決はまだ出されていません。T557/13 事件の審決が入手可能となり拡大審判廷に照会された質問が知られれば、この興味深い問題についての更なる最新情報が提供されることでしょう。

[情報元] D Young & Co, Patent Newsletter, No.46, April 2015

[担当] 深見特許事務所 村野 淳

5. 欧州単一特許を巡る最近の動向

(1) 欧州連合司法裁判所 (CJEU) は、単一特許規則および単一特許の翻訳言語規則の無効を求めるスペインの訴えを棄却しました (C-146/13, C-147/13)。

単一特許の翻訳言語の取扱いをめぐるのは、英語・独語、仏語を柱とする提案にスペインとイタリアが同意せず、全 EU 加盟国による合意が困難となっていました。そのため、EU 理事会は両国を除く 25 加盟国が参加する単一特許制度の枠組み創設の承認を決定していました。これに対し、スペインとイタリアは 2011 年 5 月に上記決定の無効を求めて CJEU に提訴していました。この訴えは、2013 年 4 月に棄却されています。

続いて、「強化された協力」を実施するため、単一特許規則および翻訳言語規則が 2012 年 12 月に EU 理事会と欧州議会とによって承認され、単一特許および単一特許裁判所の創設に向けた作業が開始されました。これに対して、スペインは、単一特許規則および単一特許の翻訳言語規則の無効を求めて CJEU に提訴していました。

このたび、CJEU は、5015 年 5 月 5 日に、スペインによる両訴えを棄却する二つの大合議判決を下しました。

(2) イタリアが欧州単一特許への参加を表明しました。

イタリアは、当初、単一特許の枠組みに対する不参加を表明する一方で統一特許裁判所の協定には署名していました。

CJEU によってスペインとイタリアの上記提訴が 2013 年 4 月に棄却されたこと、また、2015 年 5 月 5 日にスペインの訴えが棄却されたことを受け、イタリアは、2015 年 5 月 28 日の EU 競争力理事会において、単一特許の枠組みへの参加を決定したことを表明しました。

単一特許への参加により単一特許の効力がイタリアにも拡大され、出願人にとって単一特許取得の魅力が向上することになります。また、英国、ドイツ、フランスを含む 13ヶ国が批准することで施行されることとなる単一特許の枠組みの準備作業に、今後、さらなる弾みがつくことが期待されます。

[情報元] CJEU Press Release No 49/15 (2015.5.5) ; EPO Blog等

[担当] 深見特許事務所 丹羽愛深

6. EPO拡大審判部審決G-3/14：異議申立手続における特許クレームの明確性要件の審理の可否

欧州特許条約(EPC)101条3項は、「異議部は、異議申立手続において、欧州特許の特許権者によりなされた補正を考慮して、特許及びその特許に係る発明が、…(b)本条約の要件を満たさないという見解を持った場合は、特許を取り消す。」旨規定しております。条約84条は、「クレームは明確かつ簡潔でなければならず、明細書によって裏付けられるものとする。」と規定しておりますが、条約100条に規定される異議申立の根拠に条約84条違反が含まれておりません。そこで、異議申立手続において、欧州特許の特許権者により補正されたクレームについての条約84条の要件(明確性要件)の適合性を、(補正によって新たに導入された部分以外も含む)補正後のクレームの全体について審理できるのか、それとも、補正後のクレームのうち補正によって新たに導入された部分についてのみ審理できるのかが問題となりました。

この問題について、2015年3月24日、欧州特許庁の拡大審判部は、下記タイプA(i), (ii), Bのいずれの補正も条約101条3項の「補正」に該当するとともに、条約84条も条約101条3項の「本条約の要件」に含まれるとしたうえで、条約101条3項の立法過程及び改正の経緯を踏まえて、「条約101条3項の下において、補正された特許が条約の要件を満たすか否かを考慮するに際しては、補正が条約84条に対する不適合性を導入する場合のみ、かつ、当該補正が条約84条に対する不適合性を導入する範囲に限り、特許のクレームについて条約84条の要件の適合性が審理される」旨の審決(G-3/14)を下しました。

具体的には、特許時の一の従属クレームの全ての特徴を独立クレームに挿入する補正(タイプBの補正)、及び特許時の一の従属クレームが代替的な実施形態を含み(例えば、X or Y)、そのうちのひとつ(例えば、Y)を独立クレームに挿入する補正(タイプA(i)の補正)は、特許時のクレームに対して何ら新たな部分を導入しないので、異議申立手続では、これらの補正は条約84条の要件の適合性の審理の対象外とされます。これに対し、特許時の一の従属クレームの一部の特徴を独立クレームに挿入する補正であって、該一部の特徴は、補正前に従属クレームの他の特徴と結合されておりましたが、補正後では、該他の特徴と結合されていないもの(タイプA(ii)の補正)は、異議申立手続において、条約84条の要件の適合性の審理の対象となります。

7. プロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する大法院判示（韓国）

大法院は、製造方法が記載された物の発明の特許要件を判断するに当たっては、その技術的構成を製造方法自体に限定して把握するのではなく、製造方法の記載を含めて特許請求範囲の全ての記載によって特定される構造や性質などを持つ物として把握し、進歩性などを判断しなければならないと判示しました（大法院 2015.2.12 言渡し 2013 フ 1726 全員合議体判決）。

これは先行する判例（大法院 2015.1.22 言渡し 2011 フ 927 全員合議体判決）をそのまま援用するものでしたが、今回の判決で大法院は、さらに加えて、製造方法が記載された物の発明に対する前記解釈方法は、特許侵害訴訟や権利範囲確認審判などにおいて特許発明の権利範囲に属すかどうかを判断する場面においても同様に適用されるべきであると述べ、但し、このような解釈方法によって導き出される特許発明の権利範囲が明細書の全体的な記載によって把握される発明の実体に照らして過度に広いなどの明確に不合理な事情がある場合には、その権利範囲を特許請求範囲に記載された製造方法の範囲内に限定できると判示しました。

[情報元] 金・張法律事務所 Newsletter 2015 年 2 月号, 5 月号

[担当] 深見特許事務所 和田吉樹

8. 発明専利出願実体審査開始日延長申請の作業方案（台湾）

台湾知的財産局は、2015 年 4 月 1 日から発明専利の実体審査の開始を遅らせるよう出願人が申請できることを発表しました。

実体審査の請求は出願日から 3 年以内に行なわなければならないが、現状では、実体審査請求書を提出すると 20 日程度で審査開始通知書が出されています。実体審査開始の延長申請は審査請求と同時に又はその後でも申請できますが、優先権主張がある場合も含め、台湾の出願日から 3 年以内でなければなりません。また、審査開始日をいつまで遅らせるか具体的な期日を明記する必要があり、この期日は延長申請日から 3 年以内とされています。なお、申請費用は不要です。

以下は、知的財産局が発表した作業方案の訳文です。

公布日：2015 年 3 月 24 日

発明専利出願実体審査開始日延長申請の作業方案

一、理由：当局は専利出願人の出願戦略、専利の配置及び専利の商品化のタイムスケジュールを考慮し、2015 年 4 月 1 日より出願人による実体審査の開始日延長申請を受理する。

二、適用範囲：

(一) 発明専利出願案件。

(二) 発明専利出願が下記事項の一つを備える場合は適用できない：

1. 当該出願案件が既に審査意見通知又は審査決定を受けている場合。
2. 当該出願案件が既に分割出願を行なっている場合。
3. 当該出願案件が第三者により実体審査を申請された場合。
4. 当該出願案件が加速審査（AEP）又は特許審査ハイウェイ（PPH）を申請している場合。

三、延長申請期間：実体審査の開始日延長申請は、実体審査申請と同時に、又はこれより後とするが、出願日の 3 年後より遅くはならない。当該出願が優先権を主張している場合、前記期間は我が国に出願した出願日を基準とする。

四、申請手続

(一) 出願人は下記事項を明記した書面により実体審査の開始日延長申請をしなければならない(書式形式及び注意事項は添付を参照)

1. 専利出願番号。
2. 出願人の姓名又は名称。
3. 代理人に委任した場合、その代理人の姓名及び事務所。
4. 実体審査開始日。

(二) 費用：不要

五、実体審査開始日の延長

(一) 出願人は実体審査開始日を延長する特定の期日を明記しなければならない。特定の期日は申請日から3年以内を期限とする。

(二) 出願人は実体審査開始日を延長する期日を指定する場合、「2016年6月1日まで実体審査開始日を延長」というように特定の期日を記載しなければならない。但し、「申請日から2年後まで実体審査を延長」、「実体審査を5ヶ月の間、一時停止」などの期日を特定できない文字のみの記載は認められない。

(三) 当該出願案件は実体審査開始日延長期間満了後、同年度の出願案件審査待機列に組み込まれ、審査を行なう。

六、注意事項

(一) 実体審査開始日延長申請は公開日に影響しない。

(二) 出願人は実体審査開始日延長申請を撤回できるが、申請を撤回した後、再度申請することはできない。

(三) 出願人は実体審査の開始日延長申請後、開始日を変更することが可能であるが、変更後の期日は第五点第(一)項の規定を超えることはできない。

[情報元] ユニオンパテントサービスセンター 2015年3月30日

[担当] 深見特許事務所 杉本さち子

9. 特許法改正草案の意見募集稿(第2回)の公開(中国)(抄録)

2015年4月1日、「中華人民共和国特許法改正草案(第2回)(以下、草案という)」に関する意見募集稿が公開されました。改正の主な内容について説明します。

(1) 特許権保護の強化と権利者の合法的利益の維持について

特許権保護と法執行力の強化を重点的に改善しました。権利行使における「立証が難しい」という問題を解決するために、関連証拠規則を改善しています。具体的には、特許権侵害行為が成立した後、裁判所は、賠償額を確定するにあたり、権利者が既にできる限りの手段により立証し、特許権利侵害行為に関連する帳簿、資料が主に権利侵害者により掌握されている場合、裁判所は権利侵害者に特許権利侵害行為に関する帳簿、資料を提供するよう命じることができます。権利侵害者が正当な理由なく提供を拒むか、または、虚偽の帳簿、資料を提供した場合、裁判所は権利者の主張及び提供した証拠を参考として賠償額を決定することができます。権利行使における「賠償額が少ない」という問題を解決するために、故意の権利侵害に対して懲罰的損害賠償制度を設けます。具体的には、故意の侵害行為に対して裁判所は侵害行為の状況、規模、損害程度などに鑑みて、損害賠償額を2倍から3倍とすることができます。

(2) 特許権の実施と運用の促進による特許価値の実現について

職務発明制度を整備し、発明創造・管理・運用に発生した問題を解決し、市場ニーズを誘導する特許技術移転のメカニズムを構築、整備し、イノベーションの促進し、特許権の実施と運用を推進します。技術革新の促進と発明者・設計者の積極性を十分に発揮するために、企業の職務を遂行し又は主に当該企業の物質的技術条件を利用して完成された発明創造の帰属は、契約優先の原則が適用されるように規定します。国立研究所や大学などの特許技術の事業化率が低いという問題を解決するために、所属機関が職務発明

の実施を怠っている状況下においては、発明者または考案者は所属機関との協議に基づき独自に実施することができるようにします。専利と技術標準との関係を調整するために、権利者が国家技術標準の制定に参加する際、権利者による不当な権利行使によって公益を害することを防止するため、技術標準の特許権黙示許可制度を規定します。また特許権の権利濫用を防止する原則的規定を追加します。

(3) 特許審査制度の整備と特許品質の向上について

中国の経済発展とイノベーションのニーズに適應させ、専利の保護範囲を適度に拡大します。

- a. 部分意匠も保護することができます。
- b. 飼育動物の疾病診断および治療方法により得られる特許保護の制限を解除します。
- c. 出願人の利便性と特許品質を向上するため特許出願・実体審査・再審査・無効審判を最適化します。
- d. 意匠出願による国内優先権主張制度を追加し、優先権主張に係る規定を整備します。
- e. 特許による再審査と無効審判における審査原則をより明確にします。
- f. 意匠権の保護年数を 10 年から 15 年まで延長します。

[情報元] 上海専利商標事務所 Newsletter 201505

[担当] 深見特許事務所 小田晃寛

10. New Balance社の関連会社に商標権侵害による 9800 万元の損害賠償命令 (中国)

2013 年 7 月、米国の有名な運動靴メーカー New Balance Athletic Shoe, Inc. (「New Balance 社」) の関連会社である新百倫貿易 (中国) 有限公司 (「新百倫公司」) は、中国での商品販売にて「新百倫」の文字を使用したため、広州市在住の周氏に商標権侵害訴訟を提起されました。今般、広東省広州市中級法院 (広州地裁) は、原告周氏は靴及び服装等の商品について商標「新百倫」の商標権を所有するところ、被告新百倫公司の行為はその侵害に当たるとして、9800 万元の損害賠償 (広州地裁の商標権侵害事件における最高額) を命じました。

2003 年、New Balance 社は、上海市において新百倫公司を設立し、そのブランド「New Balance」の中文訳「新百倫」を使用して、商品を販売していました。新百倫公司是、カタログでの標章「New balance/新百倫」の使用、公式サイトでの標章「新百倫」の多数の使用、商品宣伝広告、領収証、レシート等での標章「新百倫」の複数回の使用等を行なっていました。周氏は、第 25 類「服装、靴」等を指定商品として、商標「百倫」(第 865609 号) を 1994 年 8 月に出願し、1996 年 8 月に登録されました。また、商標「新百倫」(第 4100879 号) を 2004 年 6 月に出願し、2007 年 10 月に出願公告されました。これに対し、New Balance 社は、当該商標は、商標「New Balance」の模倣であり、類似しているとの理由により、異議申立を行ないました。その結果、2011 年 7 月、商標局により、異議不成立の決定がなされました。New Balance 社は再審査請求を行なわず、「新百倫」は登録されました。

本訴訟において、新百倫公司是、自らの「新百倫」の使用は、善意の先使用であり、「新百倫」を「New Balance」の中文訳、商品の中文名称、ブランド所有者の中文名称として合理的に使用しており、決して商標権侵害に当たらない旨答弁しました。広州地裁の判断は、次の通りでした。

原告周氏の商標登録 2 件は合法的なものである。被告新百倫公司が商品販売の際に「新百倫」の文字を使用する行為は、商標としての使用に当たる。また、「新百倫」は「New Balance」の音訳又は意訳ではない。その意訳は「新平衡」であり、また、New Balance 社が中文名称を新平衡運動靴公司とし、以前は商品名称を「紐巴伦」としており、「新百倫」が「New Balance」の唯一の音訳とは言えない。新百倫公司による商標「新百倫」の使用は、悪意によるものである。よって、商標権侵害が成立する。

広州地裁は、新百倫公司に対して、侵害行為の停止と損害賠償を命じました。損害額

は、商品に直接「新百倫」を使用していないため、販売利益の1/2とされました。判決において、新百倫公司是、大手会社として、関連公衆間の誤認混同等を生じさせないように、商標を慎重に使用する義務があるところ、既に1996年に登録の商標「百倫」と極めて類似性の高い「新百倫」を商品宣伝の際に使用し、New Balance社が行なった「新百倫」への異議申立が不成立の下、周氏が「新百倫」の商標権者であると知っている筈の中、「新百倫」の使用により誤認混同を生じるおそれがあり、その責任を負うべきである、とされました。

関係者によると、現在被告側が上訴の準備を進めているとのことです(2015年5月)。

[情報元] 上海専利商標事務所 Newsletter 201505

[担当] 深見特許事務所 小野正明

[注記]

本外国知財情報レポートに掲載させて頂きました外国知財情報については、ご提供頂きました外国特許事務所様より本レポートに掲載することのご同意を頂いております。

また、ここに含まれる情報は一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。従って、IP案件に関しては弁理士にご相談下さい。